

第五十五号議案

江戸川区指定地域密着型サービス事業等の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区指定地域密着型サービス事業等の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区指定地域密着型サービス事業等の運営等に関する基準を定める条例

(平成二十五年三月江戸川区条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「指定地域密着型サービス(区长)」を「指定地域密着型サービス(江戸川区長(以下「区长」という。))」に、「第八条の二第十四項」を「第八条の二第十二項」に改める。

第五条中「法人」の下に「又は病床を有する診療所を開設している者(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合に限る。)」を加える。

第八条中「第十七条」の下に「、第三十六条」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の改正を踏まえ、法人

に限られていた地域密着型サービス事業等の申請者について、病床を有する診療所を開設している者が、看護小規模多機能型居宅介護に係る指定を受ける場合にも、申請できるようにするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。